

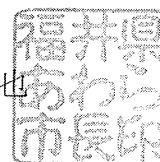
あわら市 告示第 86 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市二面の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から効力が生ずるものとする。

平成28年7月11日

あわら市長 橋本 達也



次の区域を<sup>フタオモテ</sup>二面<sup>サンノウヤマ</sup>62字山王山ノ二に編入する。

大字	字	地番
二面	21字 <sup>ミナミ</sup> 南 <sup>タケ</sup> 宅地	34 35

次の区域を<sup>フタオモテ</sup>二面<sup>サンノウヤマ</sup>63字山王山ノ三に編入する。

大字	字	地番
二面	19字 <sup>ニシ</sup> 西 <sup>タケ</sup> 宅地	13